南　信行　南　治和　南　英明
三舩　敏雄　三村　泰輔　宮岡　博徳
宮川　慎平　宮岸　泰代　三宅　滋人
三宅　琢磨　都田　建輔　宮﨑　勝教
宮崎貴美子　宮崎　清治　宮澤　久雄
宮下　明美　宮下　恭次　宮下　賢司
宮下　進司　宮下　智弘　宮島　巨樹
宮田　勝彦　宮田　直人　宮田　浩孝
宮野　悦子　宮原　京史　宮村真奈美
宮本　健一　宮元のぞみ　宮本　雅之
三芳　栄一　三好　庸介　三輪　高司
迎　健二　六川　正樹　牟田　悦子
武藤　賢治　村上　篤　村上　一夫
村上　和也　村上　敏文　村上　正人
村上　裕　村川　克　村下　寧
村田　彰　村田　正博　村田　充規
村田　充　村田　裕樹　村林　栄臣
村松亜佐美　村山　猛　村山奈緒美
村山　康弘　室井　勝久　室井　淳
室谷真由美　室橋　健司　目関　満
茂木　郁夫　望月　大輝　本倉　康裕
本永　守　桃原めぐみ　森　一樹
森　武史　森　晴彦　森　秀信
森　正宏　森　未央　森岡　淳
森陰　智大　森作　直也　森澤　祐次
森田　佑介　森田　行泰　森永　達郎
森野　幹雄　守安　知弘　森山　彰
矢尾板綾子　八尾谷若菜　八神　立正
八木　繁典　八木　昌樹　八木橋　豊
安江　一将　安岡　裕明　安ケ平　亘
安川　一郎　安川　幸一　保川　寛和
安川　靖子　保木　英伸　安田　祥子
安田　央　安田　豊　矢田　智之
柳川　知紀　柳沢　隆徳　柳田　了
矢野　智史　矢野　孝子　矢野　拓司
藪内　雅和　藪崎　大介　山内　正和
山浦　義嗣　山岡　恒信　山岡　弘明
山形　司　山形　智之　山川真治郎
山川　喜彰　山口　晶夫　山口　綾香
山口　和美　山口　克彦　山口　健
山口　浩司　山口　純平　山口　孝泰
山口　武志　山口　誠　山口　光晴
山口　欣隆　山﨑　駿介　山﨑　昌子
山崎　満　山崎　有二　山里　英雄
山地　直樹　山下　哲　山下　享
山下　広徳　山下　恭史　山下　淑幸
山城　哲　山田　篤仁　山田　憲一
山田　祥雄　山田　純子　山田　敏男
山田　敏也　山田　憲彦　山田　典弘
山田　英夫　山田　拓章　山田　昌克
山田　光彦　山田　康朗　山田　美子
山野　純一　山吹　友則　山道　智彦
山本　章弘　山本　勝明　山本恭太郎
山本　潔　山本　健介　山本　将
山本　琢也　山本　達也　山本　竜也
山本　剛　山本　毅　山本　尚紀
山本　尚人　山本舞衣子　山本　雅一
山本　勝　山本　倫子　山本　康弘
山本　幸佳　山本　佳美　山本　諒樹
山本　亮太　山家　正明　結城　和哉
湯澤　一憲　油本　康仁　湯本　義男
横川　隆憲　横瀬　正英　横田　英孝
横山　浩一　横山　岳史　横山　朋子
横山　裕子　与座　勝一　吉井　勝
吉岡　隆史　吉岡　直樹　吉岡余扶子
吉河　哲也　吉久保貢治　吉﨑　恵
吉澤　敦　吉澤　久佳　吉澤由紀子
吉田　和久　吉田　旭宏　吉田あすか
吉田　健一　吉田健一郎　吉田　浩一
吉田　淳一　吉田　忠　吉田　禎治
吉田　智子　吉田　智行　吉田　久嗣
吉田　広子　吉田　浩史　吉田　弘之
吉田　誠　吉田　豊　吉永　正和
吉野奈保子　吉原　広泰　吉牟田広高
依田　貴幸　皿役　博　米井　安信
米倉　誠　米野　純一　米村　絢子
米持　政喜　米山　隆　賴田　彩
力丸　武彦　若狭　理美　若狭　泰英
若濵　正行　若林　出　若林　輝夫
若林　雅規　若山　宏之　若山雄一郎
脇　邦寿　和久　昭彦　鷲山　泰之
和田　志保　和田　貴裕　和田　太郎
和田　憲幸　渡邉　真理　渡邉　和孝
渡邊　一弘　渡辺啓次朗　渡邊　謙介
渡辺康一郎　渡部　草吾　渡辺　努
渡邉　哲也　渡邊不二夫　渡邊　雅人
渡邉　靖行　渡邊由加子　渡邉　康祐

公告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４７号
福岡県嘉麻市上山田453番地１　山田大橋団地141号
債務者　山崎　武士
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第４９号
福岡県飯塚市幸袋487番地１　フェイス707幸袋７号室
債務者　吉村　公恵
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第２５６号
千葉県松戸市樋野口714番地の２　マルベージャ101号
債務者　渡邉悠太郎
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２６２号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目20番22―303号
債務者　齋藤　紀子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２７３号
千葉県柏市泉町17番３―203号
債務者　市川夫佐惠
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１２号
岩手県釜石市甲子町第10地割280番地コーポ松倉Ｂ―12号
債務者　村上　愛美（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２８年（フ）第１３号
岩手県遠野市綾織町上綾織１地割55番地１、旧住所岩手県遠野市宮守町下宮守28地割38番地15
債務者　河野　春男
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２８年（フ）第３６１号
神戸市垂水区塩屋町666番地の１　日宝アドニス塩屋203号
債務者　馬場口さやか
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部